

頸城区 特別弔慰金地区別請求相談日

窓口の混雑を避けるため、請求者の居住町内会ごとに請求相談日を指定します。都合がつかない場合は、別の相談日にお越しいただいても構いません。

請求相談時間は1件あたり30分～1時間と見込んでいます。待ち時間が長くなることも予想されますのであらかじめご了承ください。

請求相談期間が終了後（令和7年8月12日以降）も受け付けます。請求期限は、令和10年3月31日までです。

○ 請求相談窓口

頸城区総合事務所内 市民生活・福祉グループ 福祉班

住所 上越市頸城区百間町 636 番地

電話 530-2311（内線121）

○ 請求相談期間

令和7年7月1日（火）～ 8月8日（金）まで

受付時間 **9：00～16：00**（請求に必要な戸籍等の窓口交付が、午後5時15分で終了するため、受付が延び、必要とする戸籍等が交付できない場合を考慮し、受付終了を午後4時とさせていただきます。）

○ 地区別請求相談日

請求相談日	対象地区（町内会）
7月 1日（火） 7月 2日（水）	西福島一区、西福島二区
7月 3日（木）	下吉
7月 7日（月） 7月 8日（火）	上吉、松本、下三分一、上三分一、北四ツ屋
7月 9日（水）	浮島、市村、美しが丘、望ヶ丘
7月14日（月） 7月15日（火）	下神原、北福崎、百間町
7月16日（水）	五十嵐、島田
7月17日（木） 7月18日（金）	榎井、下米岡、下中島、城野腰
7月22日（火） 7月23日（水）	松橋、手宮、舟津、森下、宮本、北方、青野、二ヶ字、柿野、川袋、下中村
7月28日（月） 7月29日（火）	鵜ノ木、中城、片津、姥谷内、坂田、池港

裏面あり

請求相談日	対象地区（町内会）
7月30日（水） 7月31日（木）	柳町、大柳、石神
8月 1日（金）	花ヶ崎
8月 4日（月）	森本、仁野分、天ヶ崎
8月 5日（火） 8月 6日（水）	日根津、上増田、上池田、両毛、中島、畑ヶ崎
8月 7日（木） 8月 8日（金）	大蒲生田、玄僧、矢住、両増田

※ 前回（第11回）の特別弔慰金請求実績をもとに、町内会別請求相談日を設定させていただきました。

※ 都合の悪い方は、別の日にお出でいただいても結構です。